

平成二十三年政令第二百四十四号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号）、防衛省の職員の手当等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、介護保険法（平成九年法律第二百三十三号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令の特例）

第一条 健康保険の被保険者（健康保険法第九十八条第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む、同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者（次項において「日雇特例被保険者」という。）を除く。）であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日まで（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）に係る健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第一項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額、同令第四十三条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額、同条第三項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額並びに

同条第四項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める額については、同令第四十二条第一項から第五項まで及び第七項並びに第四十三条第一項各号の規定により定める額が、それぞれ、同令第四十二条第一項第三号及び第三項第四号中「療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは、「平成二十二年」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項から第五項まで及び第七項並びに同令第四十三条第一項各号の規定にかかわらず、当該額とする。

2 前項（健康保険法施行令第四十二条第一項第二号、第二項第二号、第三項第二号、第四項第二号、第五項第二号並びに第七項第一号、第二号、第三号、第四号並びに第四十三号第一項第一号、第二号、第三号及び第四号）に係る部分を除く。）の規定は、日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者」という。）に係る高額療養費の支給について準用する。

3 健康保険の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。以下「口蹄疫特例措置対象健康被保険者」という。）に係る健康保険法施行令第四十三号の二第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額及び同条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第四十三号の三第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定める額が、それぞれ、同条第一項第三号及び第二項第四号中「基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合は、当該基準日とみなした日の属する年度）」とあるのは、「平成二十二年」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該額とする。

4 前項（健康保険法施行令第四十三号の二第一項第二号及び第四号並びに第四項並びに第四十三号の三第一項第二号、第二項第二号及び第四項に係る部分を除く。）の規定は、基準日（同令第四十三号の二第一項第一号に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等（同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

5 口蹄疫特例措置対象健康被保険者に係る健康保険法施行令第四十三号の二第五項の介護合算算定基準額及び同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第四十三号の三第五項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日において健康保険法施行令第四十四号口蹄疫特例措置令第四十四号第三項に規定する日雇特例被保険者（次項において準用する者）又はその被扶養者である者	同令第四十三号の三第一項及び第二項（同令第四十三号の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び同令第四十三号の三第三項（同令第四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）並びに前項において準用する第三項及び第九項	同令第四十三号の三第一項及び第二項（同令第四十三号の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び同令第四十三号の三第三項（同令第四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）並びに前項において準用する第三項及び第九項	同令第四十三号の三第一項及び第二項（同令第四十三号の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び同令第四十三号の三第三項（同令第四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）並びに前項において準用する第三項及び第九項
基準日において健康保険法施行令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者等（同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者	同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者等（同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者	同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者等（同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者	同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者等（同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者
基準日において健康保険法施行令第四十三号の三第一項及び第二項（同令第四十三号の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び同令第四十三号の三第三項（同令第四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）並びに前項において準用する第三項及び第九項	同令第四十三号の三第一項及び第二項（同令第四十三号の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び同令第四十三号の三第三項（同令第四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）並びに前項において準用する第三項及び第九項	同令第四十三号の三第一項及び第二項（同令第四十三号の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び同令第四十三号の三第三項（同令第四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）並びに前項において準用する第三項及び第九項	同令第四十三号の三第一項及び第二項（同令第四十三号の三第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び同令第四十三号の三第三項（同令第四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）並びに前項において準用する第三項及び第九項
基準日において健康保険法施行令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者等（同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者	同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者等（同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者	同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者等（同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者	同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者等（同令第四十三号の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に限る。）をいう。以下同じ。）である者及びその被扶養者である者

<p>扶養者である者を含む。)並びに第五項第二項及び第五項</p>	<p>基準日において私立学校教職員私立学校教職 第六項第二項に共済法施行令員共済法施行 規定する口蹄疫(昭和二十八年政令第六六条に 特別措置対象私令第四百二十五に準用する 学共済加入者で)第六六条にお国家公務員共 ある者又はそのいて準用する国済組合法施行 被扶養者である家公務員共済令第十一の 者 合法施行令第十三の六の三第 一条の三の六の二項(私立学 三第一項(私立校教職員共済 学校教職員共済法施行令第六 法施行令第六六条において準 に於いて準用する)用する国家公 済組合法施行令法施行令第十 十一条の三の三の三の三の六 六の三第三項において準用す 場を含む。)並る場合を びに第六六条第二(二)並びに第 項及び第五項 び第五項</p>
-----------------------------------	--

6 口蹄疫特別措置対象健康被保険者に係る健康  
保険法施行令第四十三の二第七項の介護合算  
算定基準額については、同令第四十三の三第  
六項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保  
に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十  
八号)第十六の三第一項並びに第八八条第四項  
及び第七項の規定を準用する。この場合におい  
て、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定  
める。

7 口蹄疫特別措置対象健康被保険者が健康保険  
法施行令第四十三の二第一項第一号に規定す  
る計算期間(以下この条において「計算期間」  
という。)においてその資格を喪失し、かつ、  
当該資格を喪失した日以後の計算期間において  
高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項  
に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険  
者とならない場合その他同令第四十三の四第  
一項の厚生労働省令で定める場合における高額  
介護合算療養費の支給については、同項の規定  
にかかわらず、当該日の前日(当該厚生労働省  
令で定める場合にあつては、同項の厚生労働省  
令で定める日)を基準日とみなして、同令第四  
十三の二及び第四十三の三並びに前二項の  
規定を適用する。

8 第五項及び第六項の規定は、計算期間におい  
て口蹄疫特別措置対象日雇特別被保険者等であ  
つた者及びその被扶養者であつた者(基準日  
において高齢者の医療の確保に関する法律第七  
條第三項第一号から第五号までに掲げる者又は  
後期高齢者医療の被保険者である者に限る。)  
に係る高額介護合算療養費の支給について準用  
する。

9 口蹄疫特別措置対象日雇特別被保険者等が計  
算期間において健康保険法第三條第二項ただし  
書の規定による承認を受け又は同法第二百二十六  
條第三項の規定により当該日雇特別被保険者手  
帳を返納し、かつ、当該承認を受けた日又は当  
該日雇特別被保険者手帳を返納した日以後の計  
算期間において高齢者の医療の確保に関する法  
律第七條第三項に規定する加入者又は後期高  
齢者医療の被保険者とならない場合その他健康保  
険法施行令第四十四條第四項の厚生労働省令で  
定める場合における高額介護合算療養費の支給  
については、同項の規定にかかわらず、当該承  
認を受けた日の前日又は当該日雇特別被保険者

手帳を返納した日の前日(当該厚生労働省令で  
定める場合にあつては、同項の厚生労働省令で  
定める日)を基準日とみなして、同条第二項及  
び第三項並びに第四項及び前項の規定並びにこ  
れらの規定において準用する規定を適用する。  
(船員保険法施行令の特例)

第二条 船員保険の被保険者(船員保険法第六十  
七條第一項の規定により療養の給付又は保険外  
併用療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受  
けている者を含む。)であつて、特別対象期間  
に手当金等の交付を受けたもの(その交付を受  
けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々  
年の七月三十一日までの間にある者に限る。)に  
係る船員保険法施行令第八條第一項から第五項  
まで及び第七項の高額療養費算定基準額、同令  
第十條第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当  
該各号に定める額、同条第三項に規定する当該  
区分に応じ当該各号に定める額並びに同条第四  
項に規定する当該区分に応じ当該各号に定める  
額については、同令第九條第一項から第五項ま  
で及び第七項並びに第十條第一項各号の規定に  
より定める額が、それぞれ、同令第九條第一項  
第三号及び第三項第四号中「療養のあつた月の  
属する年度(療養のあつた月が四月から七月ま  
での場合にあつては、前年度)」とあるのは、  
「平成二十一年度」と読み替えた場合における  
これらの規定により定める額を超えるときは、  
同条第一項から第五項まで及び第七項並びに同  
令第十條第一項各号の規定にかかわらず、当該  
額とする。

2 船員保険の被保険者であつて、特別対象期間  
に手当金等の交付を受けたもの(その交付を受  
けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々  
年の七月三十一日までの間にある者に限る。)  
に係る口蹄疫特別措置対象船保被保険者」とい  
う。「口蹄疫特別措置対象船保被保険者」とい  
う。第三項において準用する場合を含む。)の介  
護合算算定基準額及び同条第二項(同条第三項に  
おいて準用する場合を含む。)の七十歳以上介  
護合算算定基準額については、同令第十二條第  
一項及び第二項(これらの規定を同条第三項に  
おいて準用する場合を含む。以下この項におい  
て同じ。)の規定により定める額が、それぞれ、  
同条第一項第三号及び第二項第四号中「基準日  
の属する年度の前年度(次条第一項の規定によ  
り前年八月一日から三月三十一日までのいづれ  
かの日を基準日とみなした場合にあつては、当

該基準日とみなした日の属する年度」とある  
のは、「平成二十一年度」と読み替えた場合に  
おけるこれらの規定により定める額を超える  
ときは、同条第一項及び第二項の規定にか  
わらず、当該額とする。

3 口蹄疫特別措置対象船保被保険者に係る船員  
保険法施行令第十一條第四項の介護合算算定基  
準額及び同条第五項の七十歳以上介護合算算定  
基準額については、同令第十二條第四項の規定  
にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分  
に応じ、当該介護合算算定基準額についてはそ  
れぞれ同表の中欄に掲げる規定を、当該七十歳  
以上介護合算算定基準額についてはそれぞれ同  
表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合に  
おいて、必要な技術的読替えは、厚生労働省令  
で定める。

<p>基準日において健康保険法施行令第四十四條第 口蹄疫特別措置令第四十四條第</p>	<p>基準日(船員健康保険法施行令健康保険法施行 令第四十三條の令第四十三條の 第一項第一三第一項(同条第三第二項(同条 号に規定する第三項において第三項において 準日を用いる。以準用する場合を準用する場合を 下この条及び附含む。)並びに含む。)並びに 則第三條において前条第三項及び前条第三項及び て同じ。)において第七項 第七項</p>	<p>置対象健康被保 險者(口蹄疫特 例措置対象日雇 特別被保険者、 次条第三項に規 定する口蹄疫特 例措置対象国共 済組合員、第五 条第二項に規定 する口蹄疫特別 措置対象地共済 組合員及び第六 条第二項に規定 する口蹄疫特別 措置対象私学共 済加入者を除 く)である者又 はその被扶養者 である者</p>
---	--	--

















る免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

第十三条 児童扶養手当法施行令の特例

第十三条 児童扶養手当法第九條から第十一條まで及び第十二條第二項各号に規定する所得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一條第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限る。）の額を計算する場合における児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）以下（この条において同じ。）の規定の適用については、同令第四條第二項中「五、当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五、当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

第十四条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例

第十四条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六條から第八條まで、第九條第二項各号並びに第二十條、第二十一條及び第二十二條第二項各号（これらの規定を同法第二十二條の五及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する所得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一條第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限る。）の額を計算する場合における特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）第五條第二項（同令第八條第三項及び第四項並びに第十二條第四項及び第五項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第四條において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八條第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五條第二項中「五、前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五、前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

第十五条 健康保険法施行令の特例

第十五条 健康保険法施行令の特例に関する経過措置（健康保険法施行令の特例に関する経過措置）第二條 第一條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び健康保険法施行令第四十三條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに同令第四十三條の二第一項第一号（同令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準日（第一條第七項又は第九項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第十六条 船員保険法施行令の特例

第十六条 船員保険法施行令の特例に関する経過措置（船員保険法施行令の特例に関する経過措置）第二條 第二條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び船員保険法施行令第十條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日（第二條第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

（国家公務員共済組合法施行令の特例に関する経過措置）

第四條 第三條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び国家公務員共済組合法施行令第十條の三の六第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額並びに基準日（第三條第六項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第五條 第四條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の三第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める金額並びに同令第十七條の六の四第一項第一号に規定する基準日（同令第十七條の六の六第一項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額について適用する。

第六條 第五條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の五第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額並びに基準日（第五條第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第七條 第六條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び三の六第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める金額並びに基準日（第六條第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第八條 第七條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第九條 第八條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び国民健康保険法施行令第二十九條の四第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日（第七條第七項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第十條 第九條の規定は、介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第十一條 第十條の規定は、平成二十二年以後の国民年金法第三十六條の三第三項及び第三十六條の四第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

第十二條 第十一條の規定は、平成二十二年以後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二條

の規定によりなおその効力を有するも

るものとする。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の特例）

第十四條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第六條から第八條まで、第九條第二項各号並びに第二十條、第二十一條及び第二十二條第二項各号（これらの規定を同法第二十二條の五及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する所得（その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四條第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一條第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限る。）の額を計算する場合における特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）第五條第二項（同令第八條第三項及び第四項並びに第十二條第四項及び第五項並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第四條において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八條第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五條第二項中「五、前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五、前項に規定する道府県民税につき、地方税法附則第六條第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とする。

第十五條 健康保険法施行令の特例

第十五條 健康保険法施行令の特例に関する経過措置（健康保険法施行令の特例に関する経過措置）第二條 第一條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び健康保険法施行令第四十三條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに同令第四十三條の二第一項第一号（同令第四十四條第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準日（第一條第七項又は第九項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第十六條 船員保険法施行令の特例

第十六條 船員保険法施行令の特例に関する経過措置（船員保険法施行令の特例に関する経過措置）第二條 第二條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び船員保険法施行令第十條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日（第二條第五項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第十七條 第七條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第十八條 第八條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

第十九條 第九條の規定は、介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

（国民年金法施行令の特例に関する経過措置）

ける国民健康保険法第四十二條第一項第四号の規定による所得の額の算定、療養のあつた月が同月以後の場合における高額療養費算定基準額及び国民健康保険法施行令第二十九條の四第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日（第七條第七項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の特例に関する経過措置）

第九條 第八條の規定は、療養のあつた月が平成二十三年八月以後の場合における高額療養費算定基準額及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定、療養のあつた月が同月以後の場合における高額療養費、高額療養費算定基準額及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令第六十六條第一項各号に掲げる療養の区分に応じ当該各号に定める額並びに基準日（第八條第七項の規定により当該基準日とみなされる日を含む。）の属する月が同月以後の場合における高額介護合算療養費、介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額について適用する。

（介護保険法施行令の特例に関する経過措置）

第十條 第九條の規定は、介護保険法施行令第二十二條の三第二項第一号（同令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準日（同令第二十二條の三第九項（同令第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該基準日とみなされる場合を含む。）の属する月が平成二十三年八月以後の場合における医療合算算定基準額及び七十歳以上医療合算算定基準額について適用する。

（国民年金法施行令の特例に関する経過措置）

第十一條 第十條の規定は、平成二十二年以後の国民年金法第三十六條の三第三項及び第三十六條の四第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

（国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令による改正前の国民年金法施行令の特例に関する経過措置）

第十二條 第十一條の規定は、平成二十二年以後の昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二條

のとされた旧国民年金法第七十九条の第二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項並びに第六十七条第二項第一号及び第二号に規定する所得の額の算定について適用する。

(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律施行令の特例に關する経過措置)

**第十三条** 第十二条の規定は、平成二十二年以後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律第九条及び第十条第二項に規定する所得の額の算定について適用する。

(児童扶養手当法施行令の特例に關する経過措置)

**第十四条** 第十三条の規定は、平成二十二年以後の児童扶養手当法第九条から第十一条まで及び第十二条第二項各号に規定する所得の額の算定について適用する。

(特別児童扶養手当等の支給に關する法律施行令の特例に關する経過措置)

**第十五条** 第十四条の規定は、平成二十二年以後の特別児童扶養手当等の支給に關する法律第六条から第八条まで、第九条第二項各号並びに第二十条、第二十一条及び第二十二条第二項各号(これらの規定を同法第二十六条の五及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する所得の額の算定について適用する。

附 則 (平成二十三年一〇月二二日政令第三二七号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年一二月二八日政令第四三〇号) 抄

(施行期日)  
**第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第五条及び第九条から第十二条までの規定並びに附則第三条及び第五条から第十一条までの規定 平成二十四年八月一日

三 第三条及び第六条の規定並びに附則第四条の規定 平成二十五年四月一日  
(平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するた

めの手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に關する政令の一部改正に伴う経過措置)

**第六条** 第五条の規定による改正後の平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に關する政令第七条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十四年八月以後の場合における国民健康保険法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同号の規定による所得の額の算定については、なお従前の例による。

2  
第五条の規定による改正後の平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に關する政令第八条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十四年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に關する法律第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同号の規定による所得の額の算定については、なお従前の例による。